

川崎市告示第148号

定期予防接種の実施について、予防接種法施行令（昭和23年政令第197号）第5条の規定に基づき、次のとおり告示します。

令和7年3月28日

川崎市長 福田紀彦

1 予防接種の種類

麻しん、風しん

2 実施期間

令和7年 4月 1日から令和8年 3月31日まで

3 実施場所

市内の予防接種個別協力医療機関

4 対象者

(1) 第1期

生後12月から生後24月に至るまでの間にある者

(2) 第2期

5歳以上7歳未満の者であって、小学校就学の始期に達する日の1年前の日から当該始期に達する日の前日までの間にあるもの

(3) 第5期

昭和37年4月2日から昭和54年4月1日までの間に生まれた男性

5 次のいずれかに該当する者に対しては、予防接種法（昭和23年法律第68号）第7条の規定に基づき予防接種を行わない。

(1) 明らかな発熱を呈している者

(2) 重篤な急性疾患にかかっていることが明らかな者

(3) 当該疾病に係る予防接種の接種液の成分によってアナフィラキシーを呈したことがあることが明らかな者

(4) 上記(1)から(3)までに掲げる者のほか、予防接種を行うことが不適当な状態にある者